平成２１年（フ）第１４６号
福島県郡山市若葉町12番11号　リバーサイドＷＡＫＡＢＡ201号
債務者　本間　涼香
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１７２号
福島県安達郡大玉村大山字大橋平82番地２
債務者　遠藤　孝司
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１７３号
福島県郡山市清水台２丁目８番４号
債務者　森田竜美こと　金　　竜美
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１８５号
福島県須賀川市弘法坦52番地１
債務者　関根　勝彦
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１９２号
福島県郡山市喜久田町字松ケ作16番地の120　マンション高橋105号
債務者　伊藤　　篤
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１６１４号
愛知県瀬戸市八幡台４丁目９番301号
債務者　Ｌｉｅｎこと　福島　由貴
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６５２号
名古屋市緑区有松町大字桶狭間字神明廻間64番第１番地
債務者　家入　　幸
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６１９号
神戸市垂水区名谷町1543―２　チェリーハイツ304号室、住民票上の住所神戸市長田区房王寺町３丁目９番８号
債務者　塩谷　幸久
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８２６号
神戸市長田区片山町３丁目２番16号
債務者　中谷　正美
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８７６号
神戸市兵庫区上祇園町４番17号、従前の住所　神戸市中央区中山手通６丁目７番５号
債務者　そば処二滝こと　猪本　徹一
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８７７号
神戸市兵庫区上祇園町４番17号、従前の住所　神戸市中央区中山手通６丁目７番５号
債務者　猪本美紀子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８８０号
神戸市垂水区桃山台４丁目８番地10―２―305、住民票上の住所神戸市東灘区住吉宮町１丁目４番20号
債務者　松井　昭彦
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８８１号
神戸市垂水区歌敷山３丁目１番10号、従前の住所神戸市垂水区本多聞４丁目３番209―501号
債務者　生尾　一馬
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８８３号
神戸市須磨区高倉台３丁目８番45―502号
債務者　澤田真優美
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７８号
佐賀県武雄市北方町大字志久3432番地３
債務者　中川　清子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第１７９号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿甲4087番地３
債務者　熊脇　京子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第１８２号
佐賀県武雄市山内町大字三間坂甲15934番地１
債務者　杉原　恵子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第１８５号
佐賀県西松浦郡有田町南原甲641番地12
債務者　井上るみ子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　佐賀地方裁判所武雄支部